

○農林水産省告示第千三百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年十月十八日

農林水産大臣 宮下 一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）